令和2年度 公文書開示(12月決定分)

月整理番号	請年	· 求 :月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数			非不存在	存否応答拒否						非開示理由等	所管局部課等
1	R2.	11. 26	R2. 12. 3	2 食肉市場センタービル 5 階及び 6 階照明器具取替工事 ・工事設計書(金額入り) 一式	28	1										中央卸売市場食肉市場
2	R2.	11. 19	DO 10 0	東京都は11/16、豊洲市場コロナ感染者数増加に関して、8月の初感染者確認からこの日まで行われていなかった事業者対象自主 的PCR検査を始めると発表されたが、係る判断に至った全てが分かる一切の文書。例:都知事と新型コロナウイルス対策本部と の間で行われたやりとり、検討、意思決定プロセス。東京都と〇〇との間で行われたやりとり。科学的根拠となる資料。参考と した・取り入れた専門家提言。	0			1							請求に係る判断に至った文書については、業界が自主的判断で実施されているため当局では作成・取得しておらず、対象公文書が存在しないため、非開示とする。	中央卸売市場管理部総務課
3	R2.	11. 19		1.東京都における「クラスター」の定義(特に科学的根拠)が分かる一切の文書。2.現在(本請求書作成時点)、東京都から豊 洲市場をクラスター認定したとの発表はなされていないが、係る判断に至る全てが分かる一切の文書。例:都知事と新型コロナ ウイルス対策本部との間で行われたやりとり、検討、意思決定プロセス。科学的根拠となる資料。参考とした、取り入れた専門 家提言。	0			1							当該文書について当局では作成・取得しておらず、対象公文書が存在 しないため、非開示とする。	中央卸売市場管理部総務課
4	R2	. 12. 1	R2. 12. 15	「2世田谷市場南棟空調設備改修工事」工事設計内訳書	36	1										中央卸売市場事業部施設課
Ę	R2.	12. 10	R2. 12. 22	〇〇協議会議長〇〇氏より、都知事宛に提出された要請書「東京都中央卸売市場取引業務運営協議委員会の選任についての要請」について作成された一切の文書。例えば、担当課と小池百合子知事との間で行われたやりとり、検討、意思決定プロセス。手控えメモ、電話メモ、FAX、メール、録音データ等電磁的記録も含む。但し前回請求日(11/15)から当該請求書受理日までに限る。	0			1							要請書に対する回答については、担当者が口頭で行ったため文書は存 在しない。	中央卸売市場事業部業務課
6	R2.	12. 10	R2. 12. 23	豊洲市場感染拡大に関して、2020/12/7、71人陽性者判明するも、保健所より濃厚接触者なしの報告受け、都がクラスター認定 しないと判断した事案に係る、1. 決定者の氏名か役職、2. 科学的根拠、3. 基準となるクラスターの定義(都に不存在であれば、 どの機関の定義を用いたかが分かる文書)、 4. 決定前後の都と保健所・区・卸売市場・連携機関との間のやりとり、検討、意思決定プロセス、が全て分かる一切の文書。	0			1							当該文書について当局では作成・取得しておらず、対象公文書が存在 しないため、非開示とする。	中央卸売市場管理部総務課
7	R2.	10. 30	R2. 12. 25	旧築地市場の解体に伴うアスベスト除去に関連する以下の文書 ・工事基準 ・監理計画書 ・講習会記録 ・現場検査記録 ・検査記録 ・	2, 547		1			1	1				非開示部分:受託者担当者氏名と印影 写真のうち顔と車両ナンパー、 根拠規定:特定の個人を識別できるため、条例第7条第2号に該当 非開示部分:法人の印影 根拠規定:犯罪の予防のため、条例第7条第4号に該当	中央卸売市場事業部施設課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定)条例7条

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。